

保健衛生

保
衛

- 1 公 衆 衛 生 141
- 2 救 急 医 療 制 度 145
- 3 環 境 衛 生 147
- 4 環 境 保 全 156
- 5 公 害 防 止 158
- 6 緑 化 推 進 163
- 7 地 下 水 保 全 対 策 165
- 8 ご み 処 理 167
- 9 し 尿 処 理 170
- 10 産 院 171
- 11 市 民 病 院 172

1 公 衆 衛 生

(1) 概 況

近年、医学の進歩や、公衆衛生の向上によって、結核等の感染性疾患は大幅に減少し、平均寿命の伸長、青少年の体位向上など、市民の健康は著しく改善されるに至った。しかし一方では、生活様式の変化や、人口の老齢化にともない、ガンを始めとする成人病の増加とその予防が、保健衛生上の大きな課題ともなっている。

行政は、これらの問題に、常に迅速に対応しながら、さまざまな公衆衛生活動を通じて市民の心身の健康確保に努力していかなければならない。

従来から、保健所が疾病の予防を始め、健康の増進、食品衛生、環境衛生等に関する公衆衛生活動の最先端機関として、市民の生活と健康にきわめて重要な役割を果たして来たが、最近各種疾病に対する予防衛生の重要性が注目される中で、地域住民の多様化、高度化しつつある対人保健サービスの需要に、更にきめ細かく対応するため、保健所に代わって、各市町村に保健センターの設置が認められた。

本市でも、熊本・西両保健所に加えて、昭和54年東部保健センター、昭和57年には北部保健センター、さらに平成元年には南部保健センターを開設した。本市の保健センターは、保健所業務の中でも、食品、環境衛生、医療監視等の行政的な事務を除いた対人保健サービス業務を保健所と同様な規模で実施している。それに市民の健康づくり推進のために、両保健所と有機的に連携しながら、健康診査、健康相談、健康教育、母子保健等の保健サービスを総合的に実施する拠点として、活発な活動を展開している。

施 設

(平4.5.1現在)

名称 区分	熊 本 保 健 所	西 保 健 所	東部保健センター	北部保健センター	南部保健センター
所 在 地	九品寺1丁目13番16号	新町2丁目4番27号	錦ヶ丘1番1号	清水本町16番10号	平成1丁目10番8号
敷 地 面 積	3,246.54㎡	1,759.64㎡	1,689.7 ㎡	3,351.87㎡	2,994.00㎡
建 物 面 積	延2,085.74㎡	延2,798.81㎡	延1,753.86㎡	延1,315.95㎡	延1,349.99㎡
開 設 年 月 日	昭和24年5月16日	昭和35年11月15日	昭和54年3月31日	昭和57年3月31日	平成元年9月1日
改 築 年 月 日	昭和41年10月3日	昭和61年12月13日	(昭和59年3月31日増築)	(平成元年3月10日増築)	
建 設 費	80,400 千円	645,936 千円	261,779 千円	291,269 千円	361,248 千円
構 造	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
類 型	U1	U2	—	—	—
医 師	3人	3人	1人	1人	1人
保 健 婦	12人	14人	13人	12人	13人
管内世帯数	53,845	44,856	51,008	41,597	32,441
管内人口	129,558	125,115	152,022	118,161	101,881

(注) 管内世帯数・人口は、平成2年国勢調査概数

(2) 母子保健対策

母子保健法に基づき、母性及び乳幼児の健康の維持・増進を図るため、妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などを実施している。

ア 妊産婦・乳幼児保健指導状況

年度		63	元	2	3
区分					
妊娠の届出受理数		7,047人	6,771人	6,640人	7,224人
母子健康手帳発行数		7,091	6,912	6,747	7,287
保健指導	妊産婦健康相談	7,135	7,341	6,212	6,515
	母親学級	2,055	1,978	2,024	2,155
	育児相談	2,224	3,943	3,584	2,210
	育児学級	952	1,062	1,505	1,468
	受胎調節実地指導	1,185	957	763	691
	家族計画相談	1,513	1,211	571	368
	婚前学級	57	155	61	242
	思春期の子をもつ母のつどい	1,266	1,243	1,583	1,566
	心身の発達に問題を持つ子のつどい	794	786	924	562
訪問指導	妊産婦	5,964	5,498	5,114	4,999
	新生児	5,295	5,308	4,918	5,518
	未熟児	888	596	641	680
	乳児	979	700	760	850
	幼児	1,577	1,165	1,205	1,319

イ 妊産婦・乳幼児健康診査

年度			63	元	2	3	
区分							
医療機関委託分	妊婦	一般	12,396人	12,023人	11,767人	12,913人	
		精密	2,811	2,865	2,622	2,227	
		B型肝炎	6,192	6,065	6,064	6,436	
	乳児	B型肝炎	23	20	22	27	
	3ヵ月児	一般	5,747	5,666	5,650	6,321	
	6ヵ月児	一般	5,586	5,639	5,203	6,017	
保健所・保健センター実施分	妊婦	歯科	6,265	5,814	6,822	6,421	
		一般	6,554	6,519	6,311	6,732	
		歯科	6,517	6,510	6,289	6,979	
	1歳6ヵ月児	精密	69	74	78	87	
		3歳児	一般	6,416	6,352	6,275	6,792
			歯科	6,367	6,324	6,256	6,107
精密	64		75	49	129		

ウ 母子栄養食品支給状況

年度		63	元	2	3	3年度分再掲支給実人員		
区分						妊産婦	乳幼児	計
牛乳		9,555本	6,086本	16,258本	31,606本	127人	84人	211人
粉乳		257缶	197缶	532缶	239缶	25人	28人	53人
計						152人	112人	264人

エ 医療給付状況

年度		63	元	2	3
区分					
養育医療給付事業	実人員	95	77	88	117
	延日数	5,932	5,320	5,681	7,150
妊娠中毒症等療養援護事業	実人員	5	2	3	2
	延日数	69	38	54	62

(3) 老人保健

昭和58年2月、老人保健法の施行により、医療以外の保健事業（健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・機能訓練・訪問指導）を行うこととなった。また、昭和63年度から保健事業第2次5カ年計画に基づき、基本健康診査及び肺がん・乳がん・子宮がん（体部）検診を実施している。

老人保健（医療以外の）事業の実施状況

ア 健康手帳の交付

区分 \ 年度	62	63	元	2	3
医療受給資格者	4,022人	4,221人	4,277人	10,023人	7,588人
医療受給資格者以外の者	6,925	6,981	7,026	7,096	6,621

イ 健康教育

区分 \ 年度	62	63	元	2	3
開催回数	537回	558回	578回	720回	646回
延人員	16,428人	18,441人	19,498人	21,582人	20,091人

ウ 健康相談

区分 \ 年度	62	63	元	2	3
開催回数	823回	907回	1,096回	1,245回	1,473回
延人員	22,700人	23,103人	24,828人	32,240人	34,286人

エ 健康診査

区分 \ 年度	62	63	元	2	3
一般健康診査	一般診査	21,610人	— 人	— 人	— 人
	精密診査	5,094	—	—	—
基本健康診査	—	22,902	26,832	31,367	31,281
胃がん検診	12,830	11,207	12,581	14,601	15,231
子宮がん検診	頸部検査のみ	14,817	15,359	13,861	15,458
	頸部+体部検査	—	429	212	287
乳がん検診	—	3,065	5,167	7,604	9,976
肺がん検診	読影のみ	—	9,854	14,687	19,971
	読影+喀痰	—	1,086	1,755	2,014
大腸がん検診	—	—	—	8,860	11,231
肝臓がん検診	—	—	—	—	3,127
在宅歯科検診	—	—	—	—	134

オ 機能訓練

区分 \ 年度	62	63	元	2	3
実施回数	88回	119回	126回	226回	221回
延人員	1,399人	2,239人	2,495人	3,427人	3,847人

カ 訪問指導

区分 \ 年度	62	63	元	2	3
寝たきりの者	実人員	676人	670人	697人	664人
	延人員	3,889	4,199	5,164	5,016
上記以外の要指導者	実人員	2,283	1,615	1,376	2,107
	延人員	3,619	3,136	2,917	3,811

(4) 予防接種の状況

区 分		年 度	62	63	元	2	3
三 種 混 合 (ジフテリア 百 日 咳 破 傷 風)	初 回 + 追 加		人 24,282	人 21,921	人 29,637	人 26,804	人 28,773
	二 種 混 合 (ジフテリア 破 傷 風)	小学校 卒業前	8,147	7,997	7,435	7,501	8,084
急 性 灰 白 髄 炎			14,038	13,174	13,295	12,445	13,651
イ ン フ ル ェ ン ザ			115,385	79,892	47,597	15,322	16,561
日 本 脳 炎			127,478	134,414	101,358	90,829	107,697
風 し ん			2,281	2,043	2,141	1,942	2,046
麻 し ん	麻しんワクチン		5,285	5,692	6,744	2,860	3,072
	MMRワクチン		—	—	—	2,344	2,259

(5) 結核対策

ア 健康診断

区分	年 度	63	元	2	3
結核一般住民検診		28,652人	29,989人	27,581人	40,286人
ツベルクリン反応検査(乳幼児)		7,545	7,579	5,583	7,449
BCG接種(乳幼児)		6,433	6,968	5,081	6,594
管理検診		610	678	478	438
患者家族検診		170	980	880	915

イ 患者管理

区分	年	63	元	2	3
結核患者登録数		1,369人	1,225人	1,098人	1,045人
新登録患者数		197	166	186	190
結核診査数		1,151	1,037	967	883
結核患者訪問指導		1,092	850	793	666
命令入所患者数		70	40	50	51

(注) 命令入所患者数は、年度末現在の数

(6) 精神保健対策

区分 年度	精 神 保 健 相 談 (延件数)					訪 問 指 導 (延件数)					合 計
	社会復帰	老人精神衛生	アルコール	その他	計	社会復帰	老人精神衛生	アルコール	その他	計	
元	1,856	80	38	252	2,226	489	209	75	391	1,164	3,390
2	1,911	115	73	311	2,410	442	257	61	393	1,153	3,563
3	1,847	160	91	680	2,778	339	216	49	487	1,091	3,869

2 救急医療制度

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

(1) 一次救急業務

〈急患センター整備の経緯〉

昭和52年7月 熊本保健所内に一次診療並びに電話相談所を設置（小児科）
 昭和56年11月 熊本市医師会病院に一次救急医療業務を委託（小児科・内科）
 昭和57年4月 休日の夜間に加え土曜日の夜間を開設
 昭和58年4月 毎夜間開設（小児科・内科・外科）
 平成元年4月 休日の昼間も開設
 平成2年4月 熊本赤十字病院に東部地区休日夜間一次救急医療業務を委託

ア 熊本市医師会夜間急患センター

開設年月日 昭和56年11月8日
 所在地 本荘5丁目16番10号（熊本市医師会熊本地域医療センター内）
 診療科目 小児科・内科・外科
 診療日 毎夜間及び休日の昼間
 診療時間 午後6時から翌朝午前8時まで

イ 熊本市薬剤師会

毎夜間（午後6時から午前0時まで）救急調剤業務

ウ 熊本市歯科医師会

休日夜間（午後6時から午前0時まで）歯科診療業務

エ 夜間急患診療実績

区分 \ 年度	62	63	元	2	3
診療実日数(日)	362	361	361	361	362
小児科(人)	8,999	8,906	11,281	11,775	13,089
内科(人)	5,457	5,729	6,633	7,290	8,229
外科(人)	2,101	2,086	2,602	2,902	2,740
救急調剤(件)	11,462	12,566	11,543	12,634	14,746
休日夜間歯科(人)	60	64	43	62	49
二次医療機関(人)	1,076	1,165	1,330	1,172	1,195
委託料(千円)	64,008	84,845	90,071	96,755	122,718

(2) 在宅輪番医制

休日昼間（午前8時から午後6時まで）の一次診療業務

一日当たり12（13）医療機関（内科4、小児科1、外科3、整形外科1、眼科1、耳鼻咽喉科1、産婦人科1、精神科1……隔週）

3年度実績 延 798医療機関、延24,803人

(3) 病院群輪番制（非公表）

休日昼間（午前8時から午後6時まで）及び毎夜間（午後6時から翌朝午前8時まで）の重症患者の診療業務

熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、熊本市市民病院、（国立熊本病院）の輪番制

(4) 年末年始診療業務

開設期間 12月31日（午前0時）から翌年1月4日（午前8時）まで

ア 一次診療

・熊本市医師会

熊本市医師会急患センター（熊本地域医療センター内）

診療科目 小児科・内科・外科

公表在宅医

一日当たり 内科5、外科4、産婦人科1、計10医療機関

非公表在宅医

一日当たり 耳鼻咽喉科1、眼科1、精神科1、計3医療機関

・熊本市薬剤師会

熊本市薬剤師会調剤薬局で救急調剤

・熊本市歯科医師会

一日当たり 開業歯科医2、熊本県口腔保健センター1、計3カ所

イ 二次診療（非公表）

国立熊本病院、済生会熊本病院、熊本赤十字病院、熊本市市民病院、熊本中央病院、熊本地域医療センター、熊本大付属病院の当番制

ウ 年末年始診療実績

区分 \ 年度		62	63	元	2	3
診療実日数(日)		4	4	4	4	4
急患センター	小児科(人)	832	1,199	844	719	757
	内科(人)	198	410	333	262	355
	外科(人)	129	87	105	160	108
公表在宅医(人)		1,648	2,673	2,248	1,773	1,625
公表歯科在宅医(人)		251	218	360	338	607
救急調剤(件)		950	1,520	1,133	939	1,032
非公表在宅医(人)		292	415	369	312	374
二次医療機関(人)		112	401	397	454	360
委託料(千円)		15,080	15,435	16,329	16,933	18,052

3 環 境 衛 生

(1) 保健衛生研究所

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門の試験検査を増設し、保健衛生研究所と名称を改め、総合試験研究施設として発足した。平成4年4月、機構改革により環境保全局保健衛生研究所となる。

所 在 地 田迎町大字田井島269番地

構 造 鉄筋コンクリート2階建

敷地面積 2,237㎡

建物面積 本体1,443.82㎡ ポンベ室31.49㎡ 計1,475.31㎡

竣 工 昭和55年10月11日

建 設 費 322,426千円

機 構 環境保全局保健衛生研究所

人 員 19人

業務内容 公害対策基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌微生物学的検査および調査研究を実施している

業務実績

環境科学業務

検査項目		年度		元		2		3		備 考
		検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数	
大 気 汚 染	降下ばいじん	48	296	43	301	44	308			
	大気汚染物質	698	698	716	716	670	670			硫黄酸化物、窒素酸化物
	大気中重金属	36	252	36	252	36	252			大気中の鉄・マンガン等
	そ の 他	57	79	30	52	74	536			
	小 計	839	1,325	825	1,321	824	1,766			
水 質 汚 濁	河川水	一般項目	322	2,001	308	1,777	358	2,448		水素イオン濃度(PH)、生物学的酸素要求量(BOD)等
		健康項目	41	178	64	247	71	314		有機リン、シアノ、鉛、有機塩素系化合物等
	工場・事業所排水	348	1,327	284	1,274	282	1,340			PH、BOD、有機塩素系化合物等
	そ の 他	175	645	119	887	102	314			塩水化調査、海水等
	小 計	886	4,151	775	4,185	813	4,416			
悪 臭	臭	9	27	8	20	8	20			アンモニア、硫化物
産 業 廃 棄 物 試 験		103	1,099	87	673	57	441			塵芥埋立地関係の検査等
ク ロ ス チ ェ ッ ク		1	5	1	5	2	13			環境庁関係
そ の 他		218	1,013	149	779	143	722			江津湖総合調査、へい死魚関係、アスベスト等
合 計		2,056	7,620	1,845	6,983	1,847	7,378			

衛生化学関係業務

検査項目 \ 年 度		元		2		3	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
行 政 試 験	食 品 試 験	490	1,144	449	958	440	1,124
	飲料水、浴場水等の水質試験	405	1,593	432	1,949	610	2,930
	容器包装、おもちゃ等の試験	7	39	3	21	14	49
	家 庭 用 品	14	14	12	12	15	15
	小 計	916	2,790	896	2,940	1,079	4,118
一般依頼	飲料水等の水質試験	2,963	19,425	3,158	20,678	3,309	22,033
合 計		3,879	22,215	4,054	23,618	4,388	26,151

細菌・微生物関係業務

検体区分 \ 年 度		元		2		3	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
食 品		1,336	4,134	1,170	5,220	1,422	3,724
環 境 (河 川 ・ プ ール)		591	724	501	756	859	1,321
食中毒 (便 ・ 吐 物 など)		340	4,372	450	5,884	965	10,293
小 計		2,267	9,230	2,121	11,860	3,246	15,338
依試	飲 料 水 等	2,995	5,993	3,161	6,322	3,271	6,542
頼験	食 品 等	37	66	30	59	123	309
小 計		3,032	6,059	3,191	6,381	3,394	6,851
合 計		5,299	15,289	5,312	18,241	6,640	22,189

地下水関係業務

検査項目 \ 年 度		元		2		3	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
行 政 試 験	有機塩素系化合物汚染関係	241	1,701	293	2,400	393	3,600
	ひ 素 汚 染 関 係	—	—	183	1,790	52	676
	ガソリン汚染関係	—	—	51	1,023	339	4,737
	そ の 他	—	—	—	—	34	476
	小 計	241	1,701	527	5,213	818	9,489
一般依頼	有機塩素系化合物汚染関係	19	19	10	10	16	16
合 計		260	1,720	537	5,223	834	9,505

(2) 食品衛生関係

ア 営業施設の監視指導状況

(平成3年度)

業 態	業 種	法定 監視 回数	施 設 数			法 定 監 視 数			監 視 回 数 (延)			監 視 率 (%)		
			熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計
計	飲 食 店 営 業	12	5,311	1,579	6,890	63,732	18,948	82,680	5,967	1,259	7,226	9.4	6.7	8.8
	菓子(パンを含む)製造業	12	315	151	466	3,780	1,812	5,592	512	134	646	13.6	7.4	11.6
	乳 処 理 業	12	3	—	3	36	—	36	50	—	50	138.9	—	138.9
	特別牛乳さく取処理業	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 製 品 製 造 業	12	4	4	8	48	48	96	54	15	69	112.5	31.3	71.9
	集 乳 業	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	魚 介 類 販 売 業	12	379	397	776	4,548	4,764	9,312	495	2,273	2,768	10.9	47.7	29.7
	魚介類せり売り営業	12	1	2	3	12	24	36	1	56	57	8.3	233.3	158.3
	魚肉ねり製品製造業	12	20	28	48	240	336	576	52	109	161	21.7	32.4	28.0
	食品の冷凍または冷蔵業	12	11	9	20	132	108	240	13	6	19	9.8	5.6	7.9
可	かん詰またはびん詰食品製造業(上記および下記以外)	12	8	10	18	96	120	216	12	8	20	12.5	6.7	9.3
	喫 茶 店 営 業	6	580	284	864	3,480	1,704	5,184	293	136	429	8.4	8.0	8.3
	あ ん 類 製 造 業	6	4	2	6	24	12	36	8	2	10	33.3	16.7	27.8
	アイスクリーム類製造業	6	21	4	25	126	24	150	50	13	63	39.7	54.2	42.0
	乳 類 販 売 業	6	799	511	1,310	4,794	3,066	7,860	569	295	864	11.9	9.6	11.0
	食 肉 処 理 業	6	42	6	48	252	36	288	32	6	38	12.7	16.7	13.2
	食 肉 販 売 業	6	477	321	798	2,862	1,926	4,788	496	350	846	17.3	18.2	17.7
	食肉製品製造業	6	7	2	9	42	12	54	33	10	43	78.6	83.3	79.6
	乳酸菌飲料製造業	6	2	2	4	12	12	24	34	3	37	283.3	25.0	154.2
	食用油脂製造業	6	—	3	3	—	18	18	—	0	0	—	0	0
業	マーガリンまたはショートニング製造業	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	み そ 製 造 業	6	10	10	20	60	60	120	22	17	39	36.7	28.3	32.5
	醬 油 製 造 業	6	9	13	22	54	78	132	24	18	42	44.4	23.1	31.8
	ソ ー ス 類 製 造 業	6	5	3	8	30	18	48	8	5	13	3.3	27.8	27.1
	酒 類 製 造 業	6	2	2	4	12	12	24	5	1	6	41.7	8.3	25.0
	豆 腐 製 造 業	6	38	28	66	228	168	396	57	34	91	25.0	20.2	23.0
	納 豆 製 造 業	6	1	2	3	6	12	18	0	3	3	0	25.0	16.7
	めん類製造業	6	26	11	37	156	66	222	33	8	41	21.2	12.1	18.5
	そうざい製造業	6	58	67	125	348	402	750	80	83	163	23.0	20.6	21.7
	添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業	6	7	4	11	42	24	66	13	2	15	31.0	8.3	22.7
態	清涼飲料水製造業	4	10	7	17	40	28	68	44	13	57	110.0	46.4	83.8
	氷 雪 製 造 業	2	1	5	6	2	10	12	0	6	6	0	60.0	50.0
	氷 雪 販 売 業	2	4	10	14	8	20	28	1	2	3	12.5	10.0	10.7
	計		8,155	3,477	11,632	85,202	33,868	119,070	8,958	4,867	13,825	10.5	14.4	11.6
届 出 業 態	給 食 施 設	12	311	167	478	3,732	2,004	5,736	133	63	196	3.6	3.1	3.4
	許可を要しない食品製造・販売	2	2,932	2,511	5,443	5,864	5,022	10,886	2,490	2,071	4,561	42.5	41.2	41.9
	許可を要しない器具・容器、おもちゃ製造・販売	1	8	24	32	8	24	32	3	0	3	37.5	0	9.4
	計		3,251	2,702	5,953	9,604	7,050	16,654	2,626	2,134	4,760	27.3	30.3	28.6
合 計			11,406	6,179	17,585	94,806	40,918	135,724	11,585	7,001	18,585	12.2	17.1	13.7

保
衛

イ 熊本市市場食品衛生監視所

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品の科学的、効率的な監視を目的として発足。場内250施設の食品営業関係施設の指導並びに魚介類等の水銀検査、腸炎ビブリオ菌検査等各種の試験検査を実施している。

所 在 地 田崎町380番地 市場会館 5 階

配置人員 西保健所衛生課職員 2 名

年 区分	62			63			元			2			3		
	検体数	延 目	項 数	検体数	延 目	項 数	検体数	延 目	項 数	検体数	延 目	項 数	検体数	延 目	項 数
化 学 検 査	106		106	95		95	101		101	157		157	137		137
細 菌 検 査	432		595	346		634	197		311	79		79	30		30
計	538		701	441		729	298		412	236		236	167		167

(3) 環境衛生関係営業施設等の監視指導状況

(平成3年度)

業種		区分	内 容	熊本保健所	西 保 健 所	計
営業	理 容 所	施 設 数		522	282	804
		監視回数(延)		175	107	282
		監視率(%)		33.5	37.9	35.1
	美 容 所	施 設 数		845	359	1,204
		監視回数(延)		229	313	542
		監視率(%)		27.1	87.2	45.0
	クリーニング所	施 設 数		641	299	904
		監視回数(延)		270	188	458
		監視率(%)		42.1	62.9	48.7
	興 行 場	施 設 数		23	3	26
		監視回数(延)		38	1	39
		監視率(%)		165.2	33.3	150.0
	旅 館	施 設 数		178	139	317
		監視回数(延)		167	130	297
		監視率(%)		93.8	93.5	93.7
	公 衆 浴 場	施 設 数		120	53	173
		監視回数(延)		200	81	281
		監視率(%)		166.7	152.8	162.4
	計	施 設 数		2,329	1,135	3,464
		監視回数(延)		1,079	820	1,899
その他一般環境衛生	温 泉	施 設 数		3	23	26
		監視回数(延)		3	21	24
	化 製 場 等	施 設 数		21	5	26
		監視回数(延)		22	7	29
	墓地・納骨堂 火 葬 場	施 設 数		649	840	1,489
		監視回数(延)		68	5	73
	ビル管理法による 特 定 建 築 物	施 設 数		104	46	150
		監視回数(延)		22	18	40
	ビル管理法による 登 録 営 業 所	施 設 数		58	29	87
		監視回数(延)		36	13	49
	遊 泳 場	施 設 数		17	11	28
		監視回数(延)		60	110	170

保 衛

(4) 熊本市ホテル等建築審査会

昭和50年に「熊本市モーテル類似旅館建築審査会条例」が制定され審査会を設置し行政指導によって建築の規制を行ってきたが、行政指導の限界の指摘と立法化が求められ、平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。本条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造の建築を立地規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する
 委員構成 10人以内
 ○市議会議員 ○学識経験者 ○関係行政機関の職員 ○市職員
 任 期 2年
 報 酬 日額 10,000円
 審議の状況

年度 区分	62	63	元	2	3
開催回数	5	4	2	3	3
諮問件数	3	2	2	1	1

(注) 63年度まではモーテル類似旅館建築審査会分

(5) 環境衛生事業所

ア 施設

所在地 平成1丁目16番18号
 機 構 保健衛生局衛生部衛生課所属
 敷地面積 1,620㎡
 建物面積 786.62㎡
 建設年月 昭和60年3月(竣工)
 総工費 97,435千円
 人 員 18人
 業務内容 ねずみ族・こん虫の駆除
 衛生害虫等の相談・指導
 伝染病患者の家屋等の消毒
 あき地等の雑草除去の指導

イ ねずみ族・こん虫等駆除状況

(平成3年度)

こ ん 虫 等							ねずみ族
駆除箇所	下水溝	貯水槽水溜	墓 地	塵芥集積所	肥料溜	草 原	駆除薬量
19,535カ所	1,603,813㎡	6,150㎡	151,780㎡	6,250㎡	—	194,595㎡	3.4 kg

ウ 除草指導

苦情処理状況

(平成3年度)

指 導 し た 雑 草 地	草 刈 り 実 績
214カ所	149,738㎡
	210カ所
	145,707㎡

パトロールによる指導

(平成3年度)

指 導 し た 雑 草 地	草 刈 り 実 績
370カ所	321,826㎡
	364カ所
	296,649㎡

エ 草刈り機具貸出状況

(平成3年度)

貸 付 箇 所	貸 付 台 数	除 草 面 積
431カ所	452台	209,056㎡

(6) 市営墓地及び霊堂

ア 墓地貸付状況

墓地名	総面積 (㎡)	2年度までの貸付状況		3年度の貸付状況		貸付状況 (累計)	
		件 数	面 積(㎡)	件 数	面 積(㎡)	件 数	面 積(㎡)
花園墓地	28,057	1,910	12,701.02	4	18.51	1,914	12,709.63
小峰墓地	28,617	1,906	11,671.15	5	22.64	1,908	11,682.73
立田山墓地	37,929	1,530	10,439.51	4	20.91	1,531	10,437.82
城山墓園	54,747	930	6,307.95	3	8.4	933	6,316.35
清水墓園	20,897	1,510	8,634.36	7	28.0	1,516	8,659.36
桃尾墓園	136,690	4,842	24,315.30	329	1,645.0	5,169	25,950.30
浦山墓園	26,407	1,248	8,015.06	6	24.0	1,250	8,017.06
計	333,344	13,876	82,084.35	358	1,767.46	14,218	83,773.25

(注) 平成2年度分累計と3年度分の合計が累計と一致しないのは廃止分があるため

イ 桃尾霊堂

所在地 戸島町 桃尾墓園内

敷地面積 2,000㎡

建設概要 本体 鉄筋コンクリート平家建 500㎡

納骨堂 家族納骨壇 400壇、短期納骨壇 400壇

管理棟 鉄筋コンクリート平家建 29.81㎡

(事務所、休憩所、便所)

舍利塔 18.5㎡

竣工 本体工事 昭和56年3月

建設費 昭和55年度 152,380千円 (設計委託料含む)

昭和57年度 6,250千円 (管理棟、舍利塔)

ウ 使用料

(平成11.1.1施行)

種 別	使 用 料
芝 生 墓 地	1 区 画 300,000円
一 般 墓 地	1 平方メートルにつき 60,000円

(昭和56.5.1施行)

桃 尾 霊 堂	期 間	使 用 料
家 族 納 骨 壇	10 年	200,000円
短 期 納 骨 壇	1	5,000

(7) 斎 場

ア 施 設

名 称 熊本市斎場

所 在 地 戸島町796番地

敷地面積 11,000㎡

建物面積 斎場 増改築後の面積1,540㎡ 管理人住宅99.46㎡

建設年月 昭和47年12月、増改築年月 昭和62年12月

構 造 斎場 鉄筋コンクリート平家建 管理人住宅 木造平家建（2棟）

建 設 費 128,000千円（造園、管理人住宅2棟含む）

増改築費 131,190千円

炉 数 重油一般炉12基、再燃炉2基、汚物炉1基

型 式 太陽築炉（江口式）ロストル式12基

イ 利用状況

年 度		62	63	元	2	3
区分	市 内	2,892 ^件	3,072 ^件	3,254 ^件	3,199 ^件	3,491 ^件
	市 外	701	712	760	668	515
小 人	市 内	55	49	53	34	45
	市 外	8	15	16	11	9
死 産 児	市 内	392	283	267	318	294
	市 外	173	168	149	146	130
そ の 他	市 内	682	458	567	307	521
	市 外	26	46	42	53	57
合 計	市 内	4,021	3,862	4,141	3,858	4,351
	市 外	908	941	967	878	711

ウ 火葬場使用料

（昭59.4.1施行）

区 分	種 別	市 内	市 外	備 考
火葬場の使用	大 人	3,000 ^円	18,000 ^円	○ 汚物は1個 8,000cm ³ 以内のもの ○ 式場の使用料は1回 3時間以内
	小 人	2,000	15,000	
	死 産 児	1,000	11,000	
	改葬による人骨	850	8,000	
	産 汚 物 類	500	4,000	
式 場 の 使 用		3,000	18,000	

(8) 飼い犬及び野犬対策

狂犬病予防法及び動物の保護管理に関する法律にもとづき、狂犬病の発生とそのまん延を防止し、これを撲滅し公衆衛生の向上、福祉の増進を目的として、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱い、その他動物の保護、生命尊重、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するものである。

ア 施 設

名 称 動物管理センター
 所 在 地 小山町451番地
 敷地面積 10,630.86㎡
 建物面積 707.43㎡
 管理事務所 246㎡
 収容施設 315.43㎡
 車 庫 78㎡
 管理人住宅 41㎡
 収 納 庫 27㎡
 建設費 20,925千円
 改築費 150,396千円
 建設年月日 昭和45年5月21日
 改築年月日 昭和58年3月31日及び昭和61年10月31日
 焼却炉 2基 5.25㎡×2

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登 録	注 射	捕 獲	棄 器	事務所 引 取	焼 却 依 頼	計	返 還 譲 渡	実 験 用 払い出し	処 分	避妊	去勢	咬傷
62	10,563	10,366	1,329	78	1,345	1,684	4,436	285	445	3,706	0	0	54
63	10,856	10,651	1,348	92	1,242	1,763	4,445	311	454	3,680	0	0	44
元	11,841	11,648	1,302	83	1,141	1,663	4,189	239	326	3,624	0	0	47
2	14,112	13,942	1,271	103	877	1,673	3,924	187	311	3,426	0	0	42
3	14,983	14,788	1,409	88	1,005	1,876	4,378	193	281	3,904	0	0	52

4 環 境 保 全

(1) 概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染といった身近な生活環境の問題からオゾン層の破壊、地球温暖化現象、酸性雨、砂漠化、熱帯雨林の減少等地球規模の環境問題に至まで複雑多様化してきている。それは、人々の日々の営みが環境に対して過度の負担ををかけていることに原因があるので、市民一人ひとりが環境問題を自分自身のこととして捉え、環境に配慮した行動をとることが不可欠である。本市においても、これまでの施策は公害対策、緑化推進など個別に行われてきたが、このような環境問題の多様化に伴い、新たな視点にたった総合的且つ計画的な環境行政の推進が必要となってきた。そこで、環境基本条例に基づき、既に具体的な施策を推進しているものもあるが、平成4年度末を目途に策定中の環境総合計画により、さらに積極的できめ細かな施策を展開することとしている。

(2) 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会の全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水保全、都市景観などの実践条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

(3) 環境審議会（昭和64年1月7日発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 17人

開催回数 平成3年度1回（諮問件数1件）

(4) 環境総合計画基本構想の策定

環境にやさしい魅力ある都市づくりを推進するための基本的な考え方と方向性について平成2年度に策定した。

都市づくりの目標として、次の5つの施策の大綱を設定した。

- ・安全で快適に過ごせる生活環境
- ・生態系が息づく自然環境
- ・個性豊かな魅力ある歴史的文化的環境
- ・環境にやさしい社会システム
- ・環境への思いやりあふれる生活様式

(5) 環境総合計画の策定

環境総合計画基本構想を受けて、本市の良好な環境の維持形成を図るための基本的かつ総合的な計画を策定中である。本計画は、都市を環境面から幅広く総合的に捉え、望ましい環境づくりの指針となるものであり、具体的な計画の策定作業を進めている。

本計画に基づき、良好な環境の維持形成に向け、具体的な施策や事業に取り組んでいく。

ア 環境情報処理システムの整備

環境に関する多方面にわたる情報を体系的に収集管理し、地図情報等として提供できるシステムを整備する。

イ 環境事前配慮指針

施策、事業を行うにあたっての環境への事前に配慮すべき事項を指針として示し、これに基づき適切な指導を行っていく。

(6) 環境啓発活動

広く市民を対象として、環境に配慮した行動を促すことを目的に次の事業を展開している。

ア 環境モニター制度

環境問題に対する市民意識の把握や環境保全に対する地域のリーダーの育成により本市の環境行政の円

滑な推進を図るために設置している。

モニター人数 89人（任期2年）

イ グリーンクリーンキャンペーン

環境問題への意識向上を図ることを目的として、新聞、ラジオ等で広報し、市民の環境保全に対する意識の啓発を図る。

・さわやかクリーン大作戦（昭和58年から開始）

ウ 自然愛護事業

市民一人ひとりが自然にふれ親しみながら生態系の仕組みを理解し、自然のすばらしさを認識することにより、自然を愛する心を育てることを目的とする。

・自然観察会

・水辺教室

・探鳥会

・野鳥パネル展

・野鳥生息調査

・有害鳥獣駆除

(7) リサイクル推進

ア 基本方針

今日の大量生産、大量消費の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め新たな資源の投入をできるだけ押さえるような循環型社会を形成することが必要である。

このため、資源の流れを構成している生産、流通、消費及び回収の各分野に対して役割、協力分担を方向づけ、必要な情報の提供などを行っていく。

イ リサイクルインフォメーションくまもと

資源の有効利用の促進を目的として、平成3年7月から電話による不用品情報登録提供制度を設けている。

引き取り希望延べ登録数 1,005件

提供希望延べ登録数 270件

取引成立数 158件

(8) 環境紛争の処理

ア 環境紛争調整委員会・建築紛争専門部会

① 環境紛争調整委員会（昭和63年10月24日発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期2年）

開催回数 平成3年度1回

② 建築紛争専門部会（平成2年8月1日発足）

目 的 良好な環境の確保に関する紛争の中で特に中高層建築物の建築に係わる紛争を対象として、あっせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期2年）

開催回数 平成3年度5回

イ 建築紛争の取り組みの概要

中高層建築物に関する紛争処理は、まず中高層建築物の建物に関する指導要綱による行政指導、次に中高層建築物連絡会議（庁内関係15課）による行政指導、さらに建築紛争専門部会によるあっせん又は調停により処理にあたる。

5 公害防止

公害対策において、工場・事業場の規制はもちろん近年、都市化の進展に起因する河川や地下水汚染、自動車排ガス等の増加による大気汚染、生活騒音による近隣被害等、身近な都市生活型公害の増加が課題となっている。

これらの問題解決には環境保全の重要性を正しく認識し、市民一人ひとりの協力を得ながら、積極的な解決への取り組みを進める必要がある。

(1) 大気汚染

環境基準達成状況

測定局	項目	評価有効 時間数	有測日 効定数	評価基準	元年度 環境基準 達成状況	2年度 環境基準 達成状況	3年度 環境基準 達成状況
市役所局	二酸化硫黄	8,693	362	1時間値が0.1ppm以下で、かつ1日平均値が0.04ppm以下であること	×	○	○
				1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと	○	○	○
	二酸化窒素	8,705	362	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること	○	○	○
	光化学オキシダント	5,432	366	1時間値が0.06ppm以下であること	×	×	×
東部保健センター局	浮遊粒子状物質	8,692	361	1時間値が0.20mg/m ³ 以下でかつ1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であること	—	—	×
				1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと	—	—	×
	二酸化硫黄	8,366	341	1時間値が0.1ppm以下で、かつ1日平均値が0.04ppm以下であること	×	×	×
	二酸化窒素	8,579	358	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること	○	○	○
古町小学校局	光化学オキシダント	5,060	343	1時間値が0.06ppm以下であること	×	×	×
	浮遊粒子状物質	8,764	366	1時間値が0.20mg/m ³ 以下でかつ1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であること	×	×	×
				1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと	×	×	×
	二酸化硫黄	8,722	365	1時間値が0.1ppm以下で、かつ1日平均値が0.04ppm以下であること	×	○	×
古町小学校局	二酸化硫黄	8,722	365	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと	○	○	×
				1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること	○	○	○
	二酸化窒素	8,694	361	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること	○	○	○
	光化学オキシダント	5,417	366	1時間値が0.06ppm以下であること	×	×	×
古町小学校局	浮遊粒子状物質	8,691	363	1時間値が0.20mg/m ³ 以下でかつ1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であること	—	—	×
				1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下で、かつ1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと	—	—	×

(注) 環境基準達成状況： ○達成 ×未達成

光化学オキシダントの評価対象時間は昼間（5時～20時）である

ばい煙発生施設届出件数

(平成3年度)

大気汚染 防止法	事 業 場 (275)						工場 (81)
	設置(使用)	構造等変更	使用廃止	氏名等変更	承 継	施設数	施設数
	12	11	4	12	0	408	157
熊 本 県 公害防止 条 例	事 業 場 (302)						工場 (53)
	設置(使用)	構造等変更	使用廃止	氏名等変更	承 継	施設数	施設数
	10	0	2	4	0	418	76

降下ばいじん量の経年推移 (トン/㎢/月)

年度	地区 成分	市 役 所			城南中学校			東部保健センター			全 市 平 均		
		I	S	T	I	S	T	I	S	T	I	S	T
62		1.96	1.59	3.55	2.10	1.74	3.84	2.29	1.24	3.53	2.12	1.52	3.64
63		2.41	1.70	4.11	2.38	2.03	4.41	0.92	1.53	2.45	1.90	1.75	3.65
元		2.56	1.78	4.34	3.65	1.85	5.50	3.79	1.55	5.34	3.33	1.73	5.06
2		2.07	1.85	3.92	0.98	1.54	2.52	0.98	1.36	2.34	1.34	1.58	2.92
3		16.29	2.05	18.34	5.17	1.84	7.01	49.09	1.38	50.47	30.06	1.80	31.85

(注) I……不溶解成分 S……溶解成分 T……降下ばいじん総量

保
衛

(2) 水 質

(平成3年度)

調 査 項 目		PH (水素イオン 濃 度)	DO (溶存酸素)	BOD (生物化学的) (酸素要求量)	SS (浮遊物質)	採水回数
水域名	地 点 名	平均値(最小～最大)	平均値(最小～最大) mg/ℓ	75%値(最小～最大) mg/ℓ	平均値(最小～最大) mg/ℓ	
白 川	吉 原 橋	7.4 6.7～7.7	8.5 6.6～10	2.4 <0.5～5.3	8 1～20	12
加勢川	薬器堀川	7.4 7.0～8.0	6.3 3.1～9.1	8.6 4.0～13.0	16 <1～110	12
	加 勢 橋	7.1 6.8～7.3	7.5 6.4～8.4	1.5 0.6～2.5	7 <1～15	12
	健 軍 川	7.2 7.1～7.4	7.7 6.2～9.0	1.9 0.8～6.8	6 <1～12	12
	江津斎藤橋	7.2 7.0～7.4	7.6 5.5～9.4	1.7 0.9～2.9	5 <1～10	12
	秋 津 橋	7.5 7.1～8.4	9.1 5.6～13	4.1 1.0～22	9 6～16	12
	西無田橋	7.3 7.2～7.5	7.9 6.2～9.0	1.7 0.7～4.7	13 3～39	12
坪井川	坪井合流前	7.6 7.4～7.9	7.7 6.0～10	11.3 4.5～26	42 <1～320	36
	堀川合流前	7.9 7.4～9.1	8.8 6.0～11	4.0 1.1～19	20 <1～310	36
	打 越 橋	7.5 7.3～7.7	7.0 5.6～7.8	8.1 3.7～10	56 2～400	12
	行 幸 橋	7.4 7.3～7.6	6.6 5.4～7.6	5.4 3.1～6.9	21 3～64	12
	城山上代橋	7.4 7.2～7.7	6.2 4.9～7.9	6.2 2.5～9.2	17 1～80	36
	千金甲橋	7.4 7.3～7.7	5.5 4.5～6.8	4.9 2.4～8.4	25 12～45	12
井芹川	山 王 橋	7.8 7.3～8.7	9.0 7.1～13	6.4 1.6～22	12 <1～110	36
	段 山 橋	7.7 7.3～8.2	8.8 6.6～12	7.5 2.8～12	13 4～39	12
	尾 崎 橋	7.6 7.2～8.5	7.5 5.5～11	5.7 2.5～15	13 1～30	36
農 業 用水路	一の井手	7.7 7.5～7.9	7.7 7.6～7.8	4.3 1.4～7.3	17	2
	二の井手	7.7 7.6～7.9	7.9 7.7～8.1	5.6 1.2～10	20	2
	三の井手	7.7 7.6～7.9	7.6 7.4～7.9	5.3 1.8～8.9	12	2
天明新川	六 双 橋	7.3 7.0～7.5	5.0 3.7～7.1	5.4 2.3～9.0	18 2～35	36
	裏 橋	7.5	5.3	3.6	16	1
	下 沖 橋	7.5	5.0	1.9	8	1

(注) 75%値とは、日間平均値を小さい順にならべ、例えばデータ数が12個あったときは9番目の値を示す。
環境基準を評価する値として用いる。

水質汚濁防止法に基づく届出件数

(平成3年度)

設 置	使 用	構造等変更	氏名等変更	廃 止	特定事業場数	規 制 対 象 特定事業場数
23	0	12	11	8	667	114

(3) 騒 音

特定施設届出件数

(平成3年度)

届出の区分 法・条例	設 置	使 用	数等変更	氏 名 等 変 更	使用全廃	承 継	工 場 ・ 事業場数	施 設 数
騒 音 規 制 法	5	0	0	15	2	0	800	3,312
熊本県公害防止条例	49	0	4	16	3	0	2,267	11,195
合 計	54	0	4	31	5	0	3,067	14,507

特定建設作業実施届出件数

特 定 建 設 作 業 の 種 類		年 度				
		62	63	元	2	3
騒音に基づく届出に	杭打機・杭拔機を使用する作業	52	58	52	60	26
	びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
	さく岩機を使用する作業	69	129	53	141	107
	空気圧縮機を使用する作業	2	9	13	17	3
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	0	0	0	0
振動に基づく届出に	杭打機・杭拔機を使用する作業	79	78	84	113	51
	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
	舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0
	ブレーカーを使用する作業	51	65	56	67	66
県条例に基づく届出	コンクリートカッターを使用する作業	1	8	4	15	6
	掘削機械を使用する作業	479	456	362	355	273
	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
合 計		733	803	624	768	532

(4) 振 動

特定施設届出件数

(平成3年度)

届出の区分 法	設 置	使 用	数等変更	氏 名 等 変 更	使用全廃	承 継	工 場 ・ 事業場数	施 設 数
振 動 規 制 法	2	0	0	6	3	0	241	1,038

(5) 苦情処理件数

種 別 \ 年 度	62	63	元	2	3
大 気 汚 染	26 ^件	37 ^件	33 ^件	35 ^件	41 ^件
水 質 汚 濁	28	19	34	29	34
騒 音	77	72	88	95	82
振 動	10	8	11	7	13
悪 臭	37	42	26	43	47
そ の 他	4	20	11	11	29
計	182	198	203	220	246

(6) 公害防止事前指導

公害防止事前指導は、工場等の建築確認が申請された段階で、将来予知される公害問題を検討し、抜本的な公害防止対策が講ぜられることを目的として、昭和47年12月より指導を始めた。

年 度	62	63	元	2	3
指導件数	940	1,026	1,055	1,060	942

(7) 公害対策審議会

目 的 公害対策に関する基本的事項、その他市長が必要と認める事項について市長の諮問に応じ、調査審議する。

委員構成 15人以内

- 学識経験を有する者
- 市議会議員
- 関係行政機関の職員

任 期 2年

報 酬 日額 10,000円

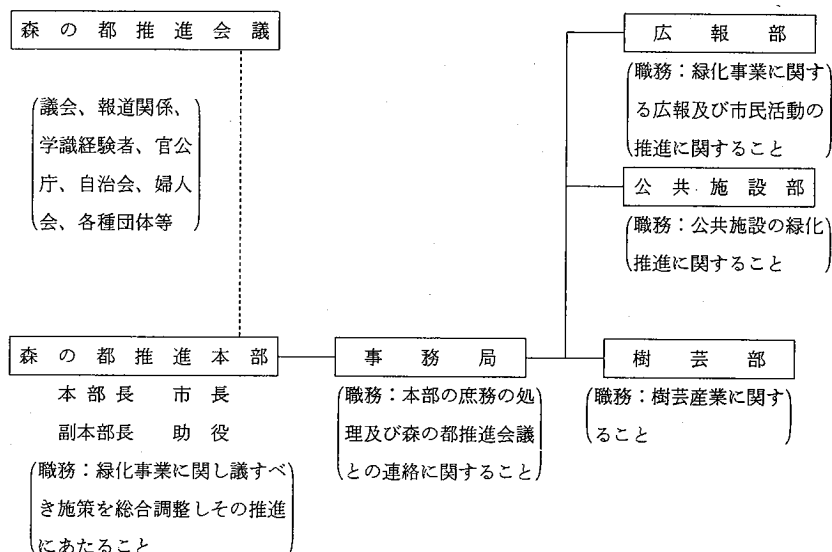
6 緑化推進（森の都作戦）

（1）概 況

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和47年10月2日）以来、着々とその成果をあげている。

すでに20年目を迎えたこの作戦は市民の関心と理解を得て急速に進展しつつあるが、平成元年6月1日制定した「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、20年、30年後の緑につつまれた潤いのある郷土の姿を描きながら精力的に緑化を進め、緑と水に輝く森の都の再現をめざしている。

（2）森の都作戦推進体制



（3）事業内容

「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき下記の重点施策を計画的に推進する。

ア 緑の保護・造成事業

緑化推進基本計画の策定／市内に点在する由緒ある名木、大木、古木の保護育成／緑地の保全／環境保護地区の指定／開発行為の事前協議／ふるさとの森基金の積立て／快適環境の創出／街路、学校、公共施設等の緑化／公共樹木の管理・育成／市営圃場の育成管理／ふれあいの森林づくり／工場・事業所等の緑化

イ 市民運動の展開

緑化思想の普及／市民運動の助長育成／家庭の緑化／記念植樹運動／緑の少年団の育成

(4) 事業実施状況

(平成3年度)

事業名		事業概要	金額
公共樹木保全		保存樹木の指定及び管理、公共樹木の育成管理	106,746 ^{千円}
立田山保全		立田山生活環境保全林の買入れ、整備、立田山憩の森の下草刈り、施肥、除草等管理	288,023
自然環境保全		自然保護審議会の開催、環境保護地区指定候補地の精密調査、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の積立て、ホテルの街づくりの推進、坪井川錦鯉放流	122,612
金峰山管理		「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担	1,950
ふれあいの森林管理		「ふれあいの森林」の施設管理	6,053
公共地緑化	学校緑化	新設校・未整備校の植栽等	45,589
	街路緑化	街路樹植栽及び植樹樹設置	18,665
	市施設緑化	新築施設、未整備施設の植栽等	50,107
	花いっぱい作戦	地域・学校・市施設等に花苗の配布（ポータラカ・パンジー）、花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理	41,195
	圃場苗木管理	蓮台寺圃場ほか3カ所の苗木育成・管理	3,300
家庭緑化		生垣設置奨励補助、ツタ苗配布、緑化協定区域内の樹木配布	3,264
工場緑化		工場・事業所等への樹木配布	1,356
緑化基本計画策定		緑化推進基本計画を策定するための現況調査を実施	6,710
「みどりの日」記念植樹		「みどりの日」を記念して植樹祭を実施（会場 北部農村運動広場）	8,267
緑化啓蒙		市民運動による地域環境緑化活動の促進、学校環境緑化コンクールの実施、街路樹愛護会の育成、立田山緑に親しむつどいの実施、森の都推進会議の開催、緑の羽根募金運動の促進、生垣コンクールの実施ほか	4,784
計			708,621

7 地下水保全対策

(1) 地下水保全の取り組み状況

ア 概要

本市は、昔から清冽な地下水に恵まれ今日も上水道をはじめとする工業・農業用水等種々の用途に地下水を利用している。

しかし、都市化の進展や生活様式の多様化等に伴い、地下水をとりまく環境は年々厳しくなっている。

そこで、この貴重な水資源である地下水を後世まで守り伝えていくために、市議会で「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、その後「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）し、さらに地下水保全対策事業推進本部の設置（平成2年1月）や熊本市地下水保全条例の一部改正（平成3年3月）など積極的に地下水保全に取り組み、良質な地下水の安定的確保を目指している。

イ 地下水保全対策

量の保全

○長期水需給の検討

将来の水の安定供給を図るために、長期的展望に立った地下水の保全のための需要を予測し、その供給計画を策定する。

○水利用合理化の推進

家庭用水・都市活動用水・工業用水について水使用合理化指導指針等により、節水・合理化を推進し、節水型社会の形成を目指している。

○地下水かん養の推進

水源かん養林の造成、農地における雨水浸透実験、市街地における透水性舗装等の設置により地下水かん養量の増加に努めている。

○地下水利用状況の把握

地下水保全条例に基づき地下水の年間採取量を地区別・用途別について調査し、地下水の利用状況を把握している。

○地下水位監視体制の確立

地下水の現況や変化を把握するため観測井を設置して、地下水位を継続的に観測し、監視体制の確立を目指している。

質の保全

○地下水汚染防止対策

昭和57年度環境庁が実施した地下水水質調査の結果、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が判明し、58年度から市独自で地下水汚染実態調査や追跡調査を継続して実施している。さらに平成元年度から観測井を使い地下水汚染物質除去実験を実施している。

また工場・事業場への監視・指導を徹底し、地下水汚染防止に努めている。

○地下水質監視体制の確立

地下水汚染の早期発見や地下水質の長期的変化を把握するため、平成元年度から観測井を使い地下水質を

定期的に測定し、監視体制の確立を目指している。

啓発

- 広報冊子、啓発用ビデオを用い水の週間等で広く市民に啓発活動を実施する。
- 市民団体との連携のもとに水環境保全の促進を図る。

財団法人熊本地下水基金の育成

本市を含む16市町村における広域的な地下水保全対策を推進するため、平成3年3月26日に熊本地下水基金を設立し、水源かん養林の造成・整備に関する助成・確保や地下水かん養に関する助成等に取り組んでいる。今後、関係市町村との連携のもと、当財団の有効活用を図り、その育成に努める。

(2) 地下水保全条例に基づく地下水採取状況（推計値）

用 途 \ 年 度		61	62	63	元	2
上水道用	井戸本数(本)	69	70	70	70	97
	一日平均採取量(m)	220,169	221,099	225,243	227,454	241,312
	年間採取量(m)	80,361,619	80,922,200	82,213,667	83,020,738	88,078,856
農業・水産養殖用	井戸本数(本)	1,471	1,426	1,364	1,337	1,636
	一日平均採取量(m)	43,373	45,369	44,961	45,028	71,533
	年間採取量(m)	15,831,075	16,605,043	16,410,847	16,435,364	26,109,630
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)	1,438	1,353	1,311	1,243	1,290
	一日平均採取量(m)	90,159	87,549	83,180	77,966	78,302
	年間採取量(m)	32,908,085	32,043,105	30,360,802	28,457,647	28,580,082
合 計	井戸本数(本)	2,978	2,849	2,745	2,650	3,023
	一日平均採取量(m)	353,701	354,017	353,384	350,448	391,147
	年間採取量(m)	129,100,779	129,570,348	128,985,316	127,913,749	142,768,568

(注) 平成2年度は合併後の数値

8 ごみ処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき毎年度処理計画を定め、全市域を対象に収集を行っている。なお、昭和61年4月1日から市民サービスの向上を図るため収集回数を改善し、もえるごみは週3回、もえないごみ・大型ごみと資源ごみは毎月2回、ステーション方式で行っている。(ただし、北部、河内、飽田、天明の各総合支所の区域では、収集回数が一部異っている。)

(1) 収集及び処理量

ア 収 集 量

(単位 t)

区分 \ 年度		62	63	元	2	3
直営	北部清掃事業所	33,551	34,747	35,961	35,221	37,055
	西部清掃事業所	45,129	46,642	47,276	46,304	46,560
	東部清掃事業所	37,546	39,397	42,171	42,389	42,876
	特 別 清 掃 管 理 事 務 所	10,010	10,475	10,968	11,100	14,649
	下硯川清掃詰所	—	—	—	—	2,702
委 託 収 集		9,855	10,914	11,857	12,606	21,244
許 可 業 者		61,959	67,729	75,356	75,684	77,461
自 己 搬 入		32,337	35,502	40,285	45,556	59,913
計		230,387	245,406	263,874	268,860	302,460
1 日 平 均 収 集 量		631	672	723	737	829
1 人 1 日 当 たり 排 出 量 (g)		1,116	1,182	1,261	1,270	1,317

(注) 平成2年度以前のデータは、旧飽託4町を除く。平成3年度のデータは、河内及び北部総合支所の一部を除く。

イ 処 理 量

(単位 t)

区 分 \ 年 度		62		63		元		2		3	
		総 量	日平均	総 量	日平均	総 量	日平均	総 量	日平均	総 量	日平均
焼却	西部清掃工場	137,516 (6,004)	393	141,414 (5,896)	403	141,034 (6,196)	403	141,119 (5,440)	402	145,335	398
	東部清掃工場	58,153 (0)	159	67,455 (657)	187	81,552 (873)	226	80,723 (1,509)	225	84,263	231
埋立		28,706 (266)	79	30,340 (219)	84	34,309 (241)	95	40,066 (329)	111	65,919	181
再 資 源 化		6,012	16	6,197	17	6,979	19	6,952	19	6,943	19
計		230,387 (6,270)	647	245,406 (6,722)	691	263,874 (7,310)	743	268,860 (7,278)	757	302,460	829

(注) () 内は旧飽託3町分で外数。平成3年度データは、河内及び北部総合支所の一部を除く。

(2) 廃棄物処理手数料

種 別	取扱区分	単 位	金 額
廃棄物	焼却又は埋立て	1回の持込量	500円
	のみ行うとき	200kgにつき	

(注) 平成5年1月1日より1回の持込量100kgにつき400円に改正。

(3) 保有車両と人員

(平4.5.1現在)

事業所名	2t ダンプ車	バックカー車	ロータリー車	ブルドーザー等	灰出 ダンプ車	予備車 2tダンプ車	運転手	技術吏員 作業員
北部清掃事業所	台	台13	台12	台	台	台4	人25	人33
西部清掃事業所		26	2			4	28	36
東部清掃事業所		16	9			4	25	34
東部清掃工場	1				2		5	35
西部清掃工場					3		6	37
特別清掃管理事務所		12			道路スイーパー車1 真空式ごみ収集車1	2	13	17
扇田埋立管理事務所				ブルドーザー3 コンパクター1 ゴムクローラ1 ショベル2	散水車1 バキューム1 3.5tダンプ1		4	7

(注) 管理職、事務職は含まない

(4) 再資源化推進事業

目的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源ごみの再資源化を積極的に推進することにより、省資源対策をふまえたごみの減量、埋立地の延命、市民の省資源意識の向上を期する。

回収回数 資源ごみ収集日、毎月2回。(ただし、北部、河内、飽田、天明の各総合支所の区域では、回収回数が一部異っている。)

住民搬出方法 袋または、ダンボール箱に入れ、収集日の朝から午前8時30分まで、町内の不燃物集積場へ搬出する。

収集品目 ガラス製・金属製の容器類、古新聞、古雑誌、ダンボール、古着など

(単位 t)

区分	年度	62	63	元	2	3
収 集 量		7,239	7,763	8,940	9,545	9,896
再 資 源 化 量		6,012	6,197	6,979	6,952	6,943
委 託 料 (千 円)		87,000	87,000	90,640	90,640	107,871

- (注) 1. 河内及び北部総合支所の自己処理分は除く。
 2. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額
 3. 収集量－再資源化量＝選別残渣

(5) 焼却施設

名 称	東 部 清 掃 工 場	西 部 清 掃 工 場
区 分		
所 在 地	戸島町正玄塚2570番地	城山薬師町363番地
敷 地 面 積	80,616㎡(工場敷地約34,000㎡)	30,843㎡
建 設 年 月	昭52. 3 ～ 昭54. 3	昭58. 3 ～ 昭61. 3
建 設 費	4,200,000千円	9,203,272千円
建 物 面 積	7,372㎡ (管理棟を含む)	14,477㎡ (管理棟を含む)
焼 却 処 理 能 力	300 t / 24時間 (150 t × 2 基)	450 t / 24時間 (225 t × 2 基)
破 砕 処 理 能 力		50 t / 5 時間

(6) 余熱利用

東部清掃工場

目 的	東部清掃工場の余熱を利用した浴室のある施設で地元住民をはじめ広く市民の健康保持と福祉の増進に資する
名 称	三山荘
所 在 地	戸島町2573番地
経 営 主 体	熊本市（管理運営は戸島地域環境保全協議会に委託）
開設年月日	平成2年10月16日
構 造	鉄筋コンクリート+鉄骨造、和風瓦葺平家建
敷地面積	6,769㎡
建物面積	992.63㎡（浴室、大広間、トレーニング室、和室（茶室含む）、会議室 リラックスルーム）
建設費	391,200千円
定 員	大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室（茶室含む）20人
使用料	大人（高校生以上）250円ただし、地元町内会に所属している者は無料 小人（中学生以下）無料
休 館 日	毎週月曜日、12月29日から翌年1月3日まで
開館時間	午前10時から午後4時30分まで。ただし、市長が必要と認めるときは開館時間を変更することができる

西部清掃工場

目 的	西部清掃工場の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力をまかなう。また一部でハウス園芸施設への温水を供給する
発電設備	復水式蒸気タービン 定格出力 3,000kw
ハウス園芸施設への温水供給	
利用 者	西部清掃工場温水利用温室組合と小島上町花き団地
施設面積	（農地面積） 約19,000㎡
加温方式	温水フィンチューブ方式（60℃～100℃）
栽培品目	ピーマンと花き類
温室内容	アクリル温室とガラス温室

(7) 埋立処分地

名 称	扇田埋立処分場
所 在 地	貢町1567番地
敷地面積	124,660㎡
埋立面積	91,600㎡
埋立容量	1,580,000㎡
処分開始	昭和59年5月
工事期間	昭和56年2月～昭和59年3月
建設費	3,300,000千円

9 し尿処理

本市のし尿収集（便槽くみ取りと浄化槽清掃）は全市域を小学校区毎に地区割し、全て許可業者（6社1協業組合、車両51台）が行っている。

便槽は各戸毎に月1回以上くみ取りしており、浄化槽は月1回の保守点検と年1回以上の清掃を行うよう指導している。

収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥は東部污水处理場と中部浄化センターで活性汚泥処理をしている。

（1）処理対象人口と収集量

区分	年度	62	63	元	2	3
総	人	566,000	571,000	575,200	579,305	630,926
内	水 洗 化	245,000	270,000	297,100	312,750	340,340
	公 共 下 水 道	219,000	210,000	194,000	192,357	207,373
	浄 化 槽	100,000	90,500	83,700	73,829	82,045
	く み 取 り	2,000	500	400	369	1,168
収	自 家 処 理	272.8	258.3	239.2	205.2	213.2
	くみ取りし尿1日収集量(Kℓ)	254.3	257.2	239.6	256.2	284.9
	浄化槽汚泥1日収集量 (Kℓ)	527.1	515.5	478.8	461.4	498.1
	1 日 収 集 量 合 計 (Kℓ)					

（2）収集と処理

(単位 Kℓ)

区分	年度	62	63	元	2	3
収	集	158,384.4	154,056.3	143,203.3	135,664.7	147,934.0
処	東部污水处理場	96,879.0	93,019.7	88,673.3	82,971.5	96,965.8
	中部浄化センター	61,505.4	61,036.6	54,530.0	52,693.2	50,968.2
	計	158,384.4	154,056.3	143,203.3	135,664.7	147,934.0

（3）料 金

人 頭 制 料 金 月1回収集のとき……1人につき350円（消費税別）

人頭制加算料金 月2回以上のときで月1回分に加算……1人1回につき175円（ " ）

従 量 制 料 金 簡易水洗便槽や事業所便槽のとき……1ℓにつき8円（ " ）

（4）終末処理施設

名称	東 部 汚 水 処 理 場	中部浄化センター（し尿処理関係）
所 在 地	秋津3丁目17番1号	蓮台寺町920番地
敷 地 面 積	31,604㎡	93,900㎡
建 物 面 積	9,315㎡	19,000㎡
処理能力人口	308,000人	150,000人
処 理 能 力	370Kℓ/日+圧送能力50Kℓ/日	180Kℓ/日
建 設 年 月	1期 昭37.12～39.12	1期 昭33.6～34.10
	2期 昭43.12～45.3	2期 昭37.12～39.3
	3期 昭53.1～54.3	
建 設 費	1,197,551千円	163,700千円
方 式	嫌気性消化・活性汚泥して下水道圧送（320Kℓ/日） 酸化処理（50Kℓ/日）	嫌気性消化

10 産 院

(1) 概 要

所 在 地 本山3丁目5番11号
敷地面積 3,028㎡
建物面積 1,881.2㎡
本 館 鉄筋コンクリート2階建 延1,104.6㎡
新 館 鉄筋コンクリート3階建 延565.5㎡
看護婦宿舎 鉄筋コンクリート2階建 延211.1㎡
病 床 数 38床
職 員 数 医師3人 助産婦(看護婦)25人 薬剤師外3人 事務職員4人

(2) 利用状況

区分 \ 年度	62	63	元	2	3
分娩数(人)	489	399	382	314	353
入院数(件)	11,013	8,742	7,712	7,835	8,723
外来数(件)	11,861	9,556	9,107	8,322	10,148
計(件)	22,874	18,298	16,819	16,157	18,871

保
衛

(3) 経営状況

(単位 千円)

区分 \ 年度	62	63	元	2	3
収 入	383,739	348,914	363,973	368,471	399,551
支 出	383,718	348,863	363,926	368,420	399,505
損 益	21	51	47	51	46

(4) 使用料及び手数料

ア 使用料

個室(3室) 1日につき 500円

イ 手数料

文書手数料 1通につき 1,000円

但し、死亡診断書と生命保険関係書類は1通につき2,000円

11 市 民 病 院

(1) 概 要

所 在 地	湖東1丁目1番60号
開設年月日	昭和21年2月1日
敷地面積	14,002.53㎡
建物面積	延 26,967.54㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建
病 床 数	580床（一般540床、伝染病40床）
主 な 設 備	脳波計、U C G（心臓超音波診断装置）、C C U、C o ⁶⁰ 回転照射装置、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空ろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、シンチレーションカメラ、ラルストロン、ジャイロスコープ、全身用C Tスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高圧X線照射装置）、コンピュータッド・ラジオグラフィ、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置、ハイパーサーミア装置
診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科、放射線科、歯科、麻酔科
職 員 数	517人（医師66人 看護婦 322人 医療技師67人 事務その他62人）（平4.6.1現在）

(2) 経営状況

（単位 千円）

区分 \ 年度	62	63	元	2	3
収 入	6,848,671	7,022,456	7,322,689	7,275,088	7,708,275
支 出	6,495,957	6,731,897	7,013,876	7,444,053	7,952,192
損 益	352,714	290,559	308,813	△ 168,965	△ 243,916
利 益 剰 余 金	1,012,373	1,282,932	1,571,745	1,382,779	1,138,863

(3) 使 用 料

特 別 室 (21室)	1人1日	2,000円
個 室 (21室)	1人1日	250円

(4) 科目別診療状況

科目	患者数	年度				
		62	63	元	2	3
内科	入院	49,319	51,173	52,852	51,483	54,151
	一日平均入院	134.8	140.2	144.8	141.0	148.0
	外来	58,177	58,206	64,366	59,585	59,601
	一日平均外来	195.2	196.6	218.2	203.4	201.4
	計	107,496	109,379	117,218	111,068	113,752
精神科	入院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	5,025	5,672	6,535	6,749	7,159
	一日平均外来	16.9	19.2	22.2	23.0	24.2
	計	5,025	5,672	6,535	6,749	7,159
小児科	入院	32,281	34,672	32,388	31,119	33,122
	一日平均入院	88.2	95.0	88.7	85.3	90.5
	外来	21,775	23,060	25,939	25,988	26,404
	一日平均外来	73.1	77.9	87.9	88.7	89.2
	計	54,056	57,732	58,327	57,107	59,526
外科	入院	21,707	21,506	22,446	22,957	23,109
	一日平均入院	59.3	58.9	61.5	62.9	63.1
	外来	24,594	25,800	25,365	27,458	27,826
	一日平均外来	82.5	87.2	86.0	93.7	94.0
	計	46,301	47,306	47,811	50,415	50,935
整形外科	入院	23,628	24,474	24,824	21,920	23,412
	一日平均入院	64.6	67.1	68.0	60.1	64.0
	外来	20,125	20,409	21,009	19,499	20,729
	一日平均外来	67.5	68.9	71.2	66.5	70.0
	計	43,753	44,883	45,833	41,419	44,141
皮膚科	入院	8,221	6,323	4,448	5,957	5,529
	一日平均入院	22.5	17.3	12.2	16.3	15.1
	外来	21,440	20,618	20,220	22,099	25,456
	一日平均外来	71.9	69.7	68.5	75.4	86.0
	計	29,661	26,941	24,668	28,056	30,985
泌尿器科	入院	7,310	6,960	6,342	6,162	5,549
	一日平均入院	20.0	19.1	17.4	16.9	15.2
	外来	11,977	11,740	12,529	12,115	11,279
	一日平均外来	40.2	39.7	42.5	41.3	38.1
	計	19,287	18,700	18,871	18,277	16,828
眼科	入院	8,452	7,028	7,009	6,763	7,731
	一日平均入院	23.1	19.3	19.2	18.5	21.1
	外来	25,425	23,642	20,762	18,964	20,289
	一日平均外来	85.3	79.9	70.4	64.7	68.6
	計	33,877	30,670	27,771	25,727	28,029
耳鼻 いんこう科	入院	8,310	8,393	8,379	7,435	6,374
	一日平均入院	22.7	23.0	23.0	20.4	17.4
	外来	12,630	14,262	16,916	15,145	12,188
	一日平均外来	42.4	48.2	57.3	51.7	41.2
	計	20,940	22,655	25,295	22,580	18,562

保衛

科目	患者数	年度				
		62	63	元	2	3
産婦人科	入 院	18,894	21,181	20,670	20,310	21,570
	一日平均入院	51.6	58.0	56.6	55.6	58.9
	外 来	27,995	32,041	33,448	32,372	37,206
	一日平均外来	93.9	108.2	113.4	110.5	125.7
	計	46,889	53,222	54,118	52,682	58,776
歯 科	入 院	404	445	524	168	360
	一日平均入院	1.1	1.2	1.4	0.5	1.0
	外 来	12,610	13,445	13,499	11,512	11,520
	一日平均外来	42.3	45.4	45.8	39.3	38.9
	計	13,014	13,890	14,023	11,680	11,880
理 学 診 療 科	入 院	7,624	7,571	7,269	8,493	8,445
	一日平均入院	20.8	20.7	19.9	23.3	23.1
	外 来	17,142	14,797	19,398	17,174	17,053
	一日平均外来	57.5	50.0	65.8	58.6	57.6
	計	24,766	22,368	26,667	25,667	25,498
放 射 線 科	入 院	29	0	3	0	0
	一日平均入院	0.1	0	0.0	0	0
	外 来	0	5,871	5,617	6,652	5,794
	一日平均外来	0	19.8	19.0	22.7	19.6
	計	29	5,871	5,620	6,652	5,794
麻 酔 科	入 院	1,218	1,142	556	579	364
	一日平均入院	3.3	3.1	1.5	1.6	1.0
	外 来	5,738	5,174	5,236	5,409	5,794
	一日平均外来	19.3	17.5	17.7	18.5	19.6
	計	6,956	6,316	5,792	5,988	6,158
こ う 門 科	入 院	9,773	9,387	11,111	10,764	10,959
	一日平均入院	26.7	25.7	30.4	29.5	29.9
	外 来	7,451	7,627	8,822	9,425	10,745
	一日平均外来	25.0	25.8	29.9	32.2	36.3
	計	17,224	17,014	19,933	20,189	21,704
形 成 外 科	入 院	3,185	3,472	4,819	4,853	4,367
	一日平均入院	8.7	9.5	13.2	13.3	11.9
	外 来	1,832	2,742	4,230	4,730	5,369
	一日平均外来	6.1	9.3	14.3	16.1	18.1
	計	5,017	6,214	9,049	9,583	9,736
脳神経外科	入 院	—	—	—	621	2,390
	一日平均入院	—	—	—	1.7	6.5
	外 来	—	—	—	1,483	2,551
	一日平均外来	—	—	—	5.1	8.6
	計	—	—	—	2,104	4,941
合 計	入 院	200,355	203,727	203,640	199,584	207,342
	一日平均入院	547.4	558.2	557.9	546.8	566.5
	外 来	273,936	285,106	303,891	296,359	308,966
	一日平均外来	919.2	963.2	1,030.1	1,011.5	1,043.8
	計	474,291	488,833	507,531	495,943	516,308

(注) 脳神経外科は平成2年6月1日より新設

(5) 伝染病患者収容状況

年度		62	63	元	2	3
区分						
赤 痢	患 者	2人	1人	1人	2人	8人
	死 者	0	0	0	0	0
腸チフス	患 者	4	1	1	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
日本脳炎	患 者	9	4	1	6	1
	死 者	1	0	0	0	0
流行性脳脊髄膜炎	患 者	0	0	0	0	1
	死 者	0	0	0	0	0
パラチフス	患 者	0	1	0	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
コレラ	患 者	0	0	1	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
計	患 者	15	7	4	8	10
	死 者	1	0	0	0	0

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

(6) 新生児未熟児医療について

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、現在、病床数80床の新生児医療センターでは、専従医師4名、看護婦40名が24時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。

実 績

年度	62	63	元	2	3
項 目					
出生児体重 1,500g未満	93人	94人	86人	90人	109人
出生児体重 1,500～2,500g	198	244	223	227	230
出生児体重 2,500g以上	328	313	303	298	263
合 計	619	651	612	615	602
術 後 管 理	33	25	29	38	31
うち新生児専用救急車 による搬送者	342	356	334	305	293

新生児専用救急車

装備機器等 新生児モニター、新生児レスピレーター、搬送用保育器、バッテリーバッグ、保育器移送スタンド、自動輸液ポンプ、カーディオテンブ、自動血圧計、医療ガス一式、無線電話装置
購入費（機器とも） 10,422千円

(7) 附属診療所

芳野診療所

所在地	河内町野出1410番地
敷地面積	729.50㎡
建物面積	381.47㎡
構造	木造1階建
診療科目	内科、外科、小児科
医療圏	芳野地区610世帯 2,526人
利用状況	3,710人(平成3年度)